

治山林道留意事項 新旧対照表 令和7年7月

正誤表

目次

誤	新	旧
	<p>共通事項 (略)</p> <p>治山事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 土工</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 山腹工 のり切工 治山-2-4</p> <p>3～10 (略)</p> <p>林道事業 (略)</p> <p>施工パッケージ型積算方式 (略)</p>	<p>共通事項 (略)</p> <p>治山事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 土工</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3～10 (略)</p> <p>林道事業 (略)</p> <p>施工パッケージ型積算方式 (略)</p>

正	新	旧
	<p>共通事項</p> <p>1. 設計歩掛適用基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 歩掛の補正 共通-1-1</p> <p>(5) 積み上げ運搬費について 共通-1-2</p> <p>(6)～(16) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>治山事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 土工</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 山腹工 のり切工 治山-2-4</p> <p>3～10 (略)</p> <p>林道事業 (略)</p> <p>施工パッケージ型積算方式 (略)</p>	<p>共通事項</p> <p>1. 設計歩掛適用基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 積み上げ運搬費について 共通-1-1</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>治山事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 土工</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3～10 (略)</p> <p>林道事業 (略)</p> <p>施工パッケージ型積算方式 (略)</p>

共通事項

誤	新	旧
	<p>1. 設計歩掛適用基準 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 共通仮設費及び現場管理費の補正 山間僻地 : <u>森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱 いに記載のとおり。</u> 1 (略) 2 過疎地域活自立促進特別措置法の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から<u>最寄り</u> <u>の市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)</u> (略) (4) ~ (15) (略) 2. 参考資料 (略)</p>	<p>1. 設計歩掛適用基準 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 共通仮設費及び現場管理費の補正 山間僻地 1 (略) 2 過疎地域活自立促進特別措置法の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から市町村役場<u>(支所等含む)</u>の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。) (略) (4) ~ (15) (略) 2. 参考資料 (略)</p>

正	新	旧
	<p>1. 設計歩掛適用基準 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 共通仮設費及び現場管理費の補正 山間僻地 : <u>森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱 いに記載のとおり。</u> 1 (略) 2 過疎地域活自立促進特別措置法の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から<u>最寄り</u> <u>の市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)</u> (略) <u>(4) 歩掛の補正</u> <u>通勤補正 : 通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。</u> <u>$K = 1 + T / 480$</u> <u>K : 補正係数(%, 小数第3位四捨五入して2位止め)</u> <u>T : 90分を超える通勤時間(分)</u> <u>なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数Kを労務単価に乗じて行うものとする。</u> <u>また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</u> <u>(5) ~ (16) (略)</u> 2. 参考資料 (略)</p>	<p>1. 設計歩掛適用基準 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 共通仮設費及び現場管理費の補正 山間僻地 1 (略) 2 過疎地域活自立促進特別措置法の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から市町村役場<u>(支所等含む)</u>の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。) (略) <u>(新設)</u> <u>(4) ~ (15) (略)</u> 2. 参考資料 (略)</p>